

飼い主のいない犬猫等を保護飼養し、新しい飼い主さん探しをされている方（団体）への支援について



さいたま市では、飼い主のいない犬猫等を保護し飼養、譲渡活動を行っている団体や個人の方へ、一定の支援を行っております。

支援を得るには、書類の提出と審査を受ける必要がありますが、市が譲渡の活動を支援することで、少しでも動物愛護活動の手助けにつながり、飼い主のいない不幸な動物を減らすことができると期待しております。皆様のご応募をお待ちしております。

支援内容は、次のとおりです

- ・ 譲渡会場、PR会場の提供
動物愛護ふれあいセンター（桜区神田）
- ・ 団体等のHPの紹介
動物愛護ふれあいセンターHPへの掲載
- ・ 譲渡会案内チラシ等をセンターへ配架

活動拠点が原則としてさいたま市内にあり、非営利である団体等が対象となります。

●支援を受けるにあたっては、以下のような条件があります。

- ①保護・譲渡活動を行う際は、動物の愛護及び管理に関する法律及びさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係法令を遵守していること。
- ②保護・譲渡活動の際は、その活動場所の近隣住民の理解を得て実施すること。
- ③保護活動を実施する施設は、犬猫等を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境を損なう恐れのないものであること。
- ④犬猫等を譲渡する際の条件に、適正飼養、終生飼養及び健康と安全の保持、かつ犬では狂犬病予防法に基づく登録と予防注射の実施、猫では室内飼養及び不妊去勢措置の実施を課していること。
- ⑤譲渡にあたっては、譲渡する犬猫等の病歴の有無や特性等を新たな飼い主に説明し、その承諾を得ていること。

支援実施の流れ

申請

- ・ 譲渡活動支援認定申請書
- ・ 保護活動地域の場所を示すもの
- ・ 活動概要書（団体にあっては活動規約、役員名簿）
- ・ 譲渡手続き方法を説明する書類
- ・ 譲受希望者に提供する書類（譲渡条件説明書等）
- ・ 譲受希望者から提出させる書類（誓約書等）
- ・ 犬猫等の飼養管理に関する手順書 [職員閲覧]
- ・ 犬猫等の保護治療履歴に関する書類 [職員閲覧]

※当市の認定譲渡団体は申請が免除されます。

審査

支援可否決定通知

支援決定

支援希望内容報告書の提出

支援実施

- ・ 譲渡会等の開催
- ・ 動物愛護ふれあいセンターHPでの紹介
- ・ 譲渡会案内チラシ等のセンターへの配架



ご参加お待ちしております

〇問い合わせは

さいたま市動物愛護ふれあいセンター さいたま市桜区神田950-1
TEL 840-4150 FAX 840-4159 E-MAIL dobutsu-aigo@city.saitama.lg.jp

